

東松島市スポーツ少年団表彰に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東松島市スポーツ少年団（以下「本部」という。）の事業発展に功労のあった指導者、並びに本部団員の模範となる勲功及び功績のあった団員及び団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 この要綱に規定する表彰は、次の各号に掲げるとおりとし、その基準は別表のとおりとする。

- (1) 功労賞（指導者）
- (2) 勲功賞（団員及び団体）
- (3) 功績賞（団員）
- (4) 功績賞（役員及び母集団等）

(受賞者の決定)

第3条 受賞者は、委員会において決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

2 前項の表彰には、記念品等をあわせて授与することができる。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、年1回行う。ただし、功績が特に顕著である場合はこの限りでない。

(追彰)

第6条 この要綱によって表彰される者が表彰前に死亡したときは、その遺族に表彰する。

(表彰者名簿)

第7条 本部長は、この要綱によって表彰を受けた者の氏名、団名、事績及びその他必要な事項を表彰者名簿（様式第1号）に登録し、永久に保存する。

(表彰者の推薦)

第8条 単位団の代表者は、第2条に該当する者があるときは、その事績を調査し本部長に推薦するものとする。

2 前項の推薦書（様式第2号から様式第4号）は、本部長が別に定める日までに本部長に提出するものとする。なお、本部長が別に定める日以後に開催された大会に係る第2条第1項第2号の表彰に係る推薦については翌年度の推薦を可能とする。

(その他)

第9条 この要綱に施行に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年12月16日から施行する。

この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

付則（平成30年4月23日組織改正による一部名称の変更）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

表彰基準

区 分	基 準
<p>(1) 功 勞 賞 (指導者)</p>	<p>1 本部登録3年を経過した団体からの被推薦者であること。 2 本部登録7年を経過した者であること。 3 原則として推薦時30歳以上であること。 4 単位団からの推薦は、毎年1人であること。 ※ 過去において県本部以上から表彰された者は対象としない。 ※ 功績が異なる場合は重彰を妨げない。</p>
<p>(2) 勲 功 賞 (団員及び団体)</p>	<p>1 県大会以上において、3位以内の成績をおさめた者。 2 県予選を経て東北大会並びに全国大会に出場した者。 ※ 受賞者の人員は制限しない。 ※ 過去において表彰された者も対象とする。 ※ 県予選を経ないで東北大会並びに全国大会に出場した者については委員会を検討する。 ※ 学校教育法に係るスポーツ大会は除外する。</p>
<p>(3) 功 績 賞 (団員)</p>	<p>1 団活動に特に顕著な功績で他の模範となった者であること。 2 原則本部登録3年を経過した者であること。 3 単位団からの推薦は、毎年1人であること。 ※ 過去において表彰された者は対象としない。</p>
<p>(4) 功 績 賞 (役員及び 母集団等)</p>	<p>1 団活動に特に顕著な功績で他の模範となった者であること。 2 単位団からの推薦は、毎年1人であること。 ※ 過去において表彰された者は対象としない。 ※ 日本スポーツ少年団登録者以外も対象とする。</p>
<p>※1 (1)(2)(3)の受賞者は原則として日本本部登録者とする。 ※2 その他、本部長が委員会に諮って承認された者。 ※3 推薦された種目が日本スポーツ少年団単位団体登録種目とする。</p>	